

伊丹市新庁舎広告付き窓口番号案内表示システム
設置事業に係る公募型プロポーザル実施要領

令和4年1月

伊丹市総務部デジタル戦略室

1. 事業名

伊丹市新庁舎広告付き窓口番号案内表示システム設置事業

2. 事業目的

現在建設している伊丹市新庁舎(令和4年11月開庁予定)の1階及び2階に、広告付き窓口番号案内表示システム(以下、「窓口システム」という。)を設置することで、窓口の混雑緩和や待ち時間の快適化を図り、広告事業を取り入れることで、窓口システム機器の導入や維持・管理等にかかる本市の経費を削減することを目的とする。

本要領は、「伊丹市新庁舎広告付き窓口番号案内表示システム設置事業」の受託者(以下、「協定候補者」という。)を公募型プロポーザルで募集するにあたり、企画提案を行うために必要な手続きを定めたものである。

3. 事業内容

「伊丹市新庁舎広告付き窓口番号案内表示システム設置事業仕様書」のとおりとする。

4. 設置場所

伊丹市新庁舎1階及び2階フロア窓口(伊丹市千僧1丁目1番地)

なお、詳細については、「伊丹市新庁舎広告付き窓口番号案内表示システム設置事業仕様書」に記載のとおりとする。

5. 事業期間

窓口システム運用開始日(令和4年11月28日予定)から5年を経過した日までとする。

6. 事業費

本事業の実施に係る下記費用について、協定候補者が負担するものとする。

(1)事業の実施に係る一切の費用(窓口システム機器等の調達、設置、運営、維持管理及び撤去、広告主の募集・広告の制作その他広告事業の実施に係る費用、窓口システム操作研修の実施、消耗品、その他全ての費用)

※但し、広告放映モニタ以外のモニタについては、本市が設置するものを利用すること。

(2)広告放映モニターが利用する行政財産使用料及び電気使用料(実費相当額)

(3)広告放映モニターで広告映像等を放映する対価(広告料)

※提案事業者は、民間企業等から広告収入を得ることができるが、上記(1)(2)の事業の実施に係る経費を負担しなければならないため、広告料は、事業者が広告事業収支を見通した上で提案(0円以上)することとし、プロポーザルの評価対象とする。

7. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす法人とする。

- (1)伊丹市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2)伊丹市入札参加資格制限基準に基づく入札参加資格制限又は伊丹市入札参加停止基準に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3)国税、都道府県税及び市区町村税並びに市の徴収金の滞納がないこと。
- (4)地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5)会社更生法第17条に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (6)民事再生法第21条第1項に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (7)破産法第18条第1項若しくは第19条に基づく破産の申し立てがなされていないこと。
- (8)伊丹市暴力団排除条例(平成24年伊丹市条例第4号)第2条に指定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当しないと認められること。
- (9)過去5年間に於いて、地方公共団体において、窓口システムの設置・運用の実績を有すること。
- (10)自ら広告主の募集及び放映する広告並びに市政情報を制作できる広告代理店であること。
- (11)本市の提示する仕様書を満たす窓口システムを、本市の提示する導入スケジュールに沿って設置し、支障なく稼働することを確約できること。
- (12)兵庫県又は大阪府に保守サポート拠点を有すること。

8. 協定候補者選定方法

当該事業に係る企画提案事業者を募集し、提出された企画提案を本市が設置する「伊丹市新庁舎広告付き窓口番号案内表示システム設置事業プロポーザル審査会(以下、「審査会」という。)」において、審査し、最も優れた企画提案を行ったと判断された事業者を協定候補者として選定する。

9. 実施スケジュール

公募開始日	令和4年1月14日(金)
質問受付締切	令和4年1月20日(木)
質問回答	令和4年1月24日(月)
企画提案参加申込受付締切	令和4年1月28日(金)
企画提案資格審査結果通知	令和4年1月31日(月)
企画提案書等受付締切	令和4年2月10日(木)
企画提案審査(審査会)	令和4年2月15日(火) <予定>
審査結果通知	令和4年2月18日(金)

10. 質問の受付及び回答

提出書類に関する疑義について、質問受付期間内に電子メールで質問があった場合に限り回答する。

(1)提出期限:令和4年1月20日(木) 12時まで(必着)

(2)提出方法:別添の質問書(様式第1号)により、電子メールにて提出すること。

メールアドレス:johokanri@city.itami.lg.jp

(3)回答日:令和4年1月24日(月)

(4)回答方法:本市ホームページにて、質問者の会社名を伏せた形で、質問内容及び回答を掲載する。

11. 参加申込受付及び資格審査結果通知について

(1)提出書類

提出書類、様式	提出部数、留意事項等
参加申込書(様式第2号)	1部 ※会社印・代表者印を押印すること ※書類に加えて、電子メールでPDFファイルを提出すること
会社概要(様式第3号)	1部 ※書類に加えて、電子メールでPDFファイルを提出すること
業務実績書(様式第4号)	1部 ※自治体導入実績を確認するため、項目の伏字及び未記入は認めない ※書類に加えて、電子メールでPDFファイルを提出すること
登記事項証明書	1部 ・提出前3カ月以内に発行されたもので、複写不可 ・法務局が発行する履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書
納税証明書	各1部 ○国税の納税証明書 ※提出前3カ月以内に発行されたもので、複写不可 ※法人税、所得税、消費税及び地方消費税納税証明書 ○市税の完納証明書 ※提出前3カ月以内に発行されたもので、複写不可

(2)提出期限等

提出期限:令和4年1月28日(金)12時まで(必着)

提出方法:持参又は郵送によること。(郵送による場合は、必ず受け取り日時及び届達されたことを証明できる方法とすること)

提出場所:伊丹市総務部デジタル戦略室システム管理グループ(7階)

(3)資格審査結果通知

提出された参加申込書等に基づき、本プロポーザルの参加資格を審査する。審査結果については令和4年1月31日(月)までに提案事業者宛にメール(別途書面でも送付)にて通知する。

12. 企画提案書等の作成及び提出について

(1)提出書類

提出書類、様式等	提出部数、留意事項等
企画提案書(様式自由)	1部 ※作成要領については「17. 提案書作成要領」に従うこと。 ※書類に加えて、電子メールでPDF ファイルを提出すること
事業実施体制(様式第5号)	1部 ※構築体制及び保守体制について、協力会社を含めて記載すること。 ※書類に加えて、電子メールでPDF ファイルを提出すること
見積書(様式第6号及びその内訳書(様式自由))	1部 ※会社印・代表者印を押印すること ※本システムを5年間維持・運用するにあたり、必要な概算経費の見積りを記載すること。また、その内訳も資料(様式自由)で提示すること ※新たに広告料を本市へ収める提案の場合、概算収入の見積りを記載すること。 ※書類に加えて、電子メールでPDF ファイル(押印なしで可)を提出すること

(2)提出期限等

提出日:令和4年2月10日(木)12時(必着)

提出方法:郵送又は持参によること。(郵送による場合は、必ず受け取り日時及び届達されたことを証明できる方法とすること)

提出場所:伊丹市総務部デジタル戦略室システム管理グループ(7階)

13. 参加辞退について

参加申込書又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届(様式第7号)を提出すること。

14. 審査について

(1) 審査方法

審査会において、提出された提案書類及びプレゼンテーション(質疑を含む)の企画提案内容について、審査項目(別表)により、総合的に評価し、得点の総計が最も高い者を協定候補者、次点の者を次点協定候補者として選定する。なお、応募者が1者の場合、評価基準により、適否を判断するものとする。

(2) 企画提案審査

審査会において、企画提案書、会社概要等のプレゼンテーション・ヒアリングは非公開で実施する。概要は次の通りとし、詳細な実施日等については、企画提案書等を提出した事業者に別途通知する。

- ①実施日:令和4年2月15日(火)(予定)
- ②場所:伊丹市役所内(予定) ※状況によりオンライン実施の可能性あり
- ③時間配分:1事業者あたりの説明時間は45分以内、質疑は15分程度とする。
- ④説明内容:事前に提出された企画提案書に基づく説明とし、資料の追加配布は認めない。
- ⑤出席者:企画提案書を提案した法人及び協力事業者を含み、5名以内とする。
- ⑥その他:提案する機器の実機を使用する場合は、番号発券機本体及びその設置に必要な最小限の機材のみ持ち込み可とする。

(3) 審査結果

協定候補者を選定後、令和4年2月18日(金)目途に提案事業者宛にメール(別途書面でも送付)にて通知する。また、協定締結後に、審査結果を本市ホームページにて公表する。

15. 失格事項

本プロポーザルの提案事業者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限、作成形式等が、本要領に適合していないとき
- (2) 企画提案書等の提出期限後に見積書の金額を訂正したとき
- (3) 応募資格要件を満たしていないとき、あるいは虚偽の申請を行い、参加資格を得たとき
- (4) プロポーザルの手続きの過程で、参加資格である伊丹市入札参加資格制限基準に基づく入札参加資格制限又は伊丹市入札参加停止基準に基づく入札参加停止措置を受けたとき、又は地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないことの規定に抵触することが明らかとなったとき
- (5) 企画提案審査に参加しなかったとき

- (6)提案業者が1社のみの場合、企画提案内容(提案書及びプレゼンテーション)の審査結果を評価し、6割以上の得点(540点/900点)を取得できなかったとき

16. 協定締結

協定候補者と伊丹市の間で、速やかに提案内容を確認する場を設け、事業内容について精査し、両者協議の上、協定を締結するための基本仕様等の調整を行い、協定を締結するものとする。

但し、協定候補者と協議が整わない場合、本市は次点協定候補者と協議を行うこととする。

17. 提案書作成要領

- (1)企画提案書は原則A4とし、必要な場合はA3を使用しても構わない。専門知識を有しない者にも理解できるように専門用語を使用する際は、注釈をつけること。また、図や表などを適宜使用するなど、分かりやすさ、読みやすさに努めること。作成する電子データについてはPDFファイルとすること。
- (2)各項目の記載内容について、具体的に提案を指示している項目は、提案内容を詳しく記載すること。仕様書に示す要求事項を上回る内容を提案する場合は、そのポイントをわかるように記載すること。
- (3)提案書は、「伊丹市新庁舎広告付き窓口番号案内表示システム設置事業仕様書」の内容を満たした上で作成することとし、次の順番で項目別に作成すること。

①本事業に対する考え方や取組みについて

- ・企画提案の概要、コンセプト
- ・新庁舎開庁後までの導入スケジュール(広告主募集、搬入設置等)、作業分担、実施方法
- ・構築体制及び保守体制の考え方
- ・窓口システムの導入実績
- ・広告事業の収支見通し(5年間)

②提案する窓口システムの機能及び配置等について

- ・提案する機器(番号発券機、番号呼出機、広告放映モニタ等)の仕様や操作方法
- ・設置イメージ図(※別紙の新庁舎1・2階平面図に提案内容を記入すること)
- ・機器の設置にあたる安全対策への配慮
- ・庁舎内の美観及びユニバーサルデザインへの配慮
- ・操作マニュアルの整備

③トラブル発生時の対応

機器の故障時のサポート体制、機器の利用に関する問合せへのサポート体制

④保守・維持管理

保守点検、消耗品の供給、職員の操作研修についての考え方

⑤行政情報や広告掲載に関する考え方や体制について

- ・広告の募集方法(広告単価を含めること)
- ・広告主の選定及び広告内容の審査体制
- ・行政情報及び広告発信の手法(作成方法、データ更新方法)
- ・広告内容に関する苦情等への対応

⑥提案内容のアピールポイント

- ・本市にとってメリットのある提案

※本市が準備するとしている前提条件を提案に盛り込むことも可とする

- ・市民サービスの向上が見込まれる機能や設備等に関する提案
- ・自社の独自性・優位性のアピール

18. その他留意事項

- (1)提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2)提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがある。
- (3)提出書類は返還しないと、プロポーザル以外の用途には提出者に無断で使用しない。
- (4)書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5)本件に関して知り得た伊丹市の窓口システム等に関する一切の内容及び情報を、本事業の目的以外に使用したり、第三者に開示したり、漏洩しないこと。
- (6)本事業は令和4年度当初予算の議決が前提となる事業であるため、仮に議決されなかった場合、協定を締結できないことを了承すること。
- (7)参加辞退後は、いかなる理由があっても再参加は認めない。辞退届を提出しても、これを理由として今後不利益な取り扱いをすることはない。
- (8)提案書等の提出後、その内容について不明点等があった場合、本市より質問する場合がある。
- (9)企画提案審査の質疑にて「実施する」と回答した内容は必ず実現すること。

- (10)審査の経緯及び結果についての意義申し立ては受け付けない。
- (11)伊丹市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、原則として公開の対象文書となる。但し、公開により、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開とする場合があるので、これに該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。
- なお、本プロポーザルの協定候補者選定前において、決定に影響が出るおそれのある情報については、協定締結後の公開とする。
- (12)新型コロナウイルス感染症等の感染状況により、本実施要領の手続き等の一部を変更する場合があります。その場合は、別途、提案事業者へ通知するものとする。
- (13)本要領に規定されていない事項が発生した場合は、本市と協議のうえ、決定するものとする。

19. 提出先・本件に関する問い合わせ先

伊丹市総務部デジタル戦略室システム管理グループ(担当 伊藤、甲)

〒664-8503 兵庫県伊丹市千僧1丁目1番地

TEL:072-764-5081 FAX:072-784-8131

Mail:johokanri@city.itami.lg.jp

以上

別表 審査項目

大分類	小分類	評価ポイント	配点
企画提案 評価	本事業に対する 考え方や取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書の内容を十分に理解し、要求を満たした提案となっているか ・安定して事業継続できる経営基盤となっているか ・導入を円滑に遂行できるスケジュールとなっているか ・業務推進体制は十分か 	90点
	他自治体への 導入実績	豊富な導入実績があり、安心して本事業を任せられるか	45点
	提案システムの機能 (市民及び職員にとっ ての見やすさ・使いや すさ等)	<ul style="list-style-type: none"> ・番号札の発券操作は分かりやすく、使いやすいか ・番号呼出時のモニタ表示等は分かりやすく、見やすいか ・職員のシステム操作は容易で操作性に優れているか ・提案システムの拡張性はあるか 	225点
		<ul style="list-style-type: none"> ・広告放映モニタの設置台数/レイアウトは妥当か ・来庁者の混雑緩和と待ち時間の快適化を図れ、窓口サービスの向上が期待できるか 	
	トラブル発生時の 対応	<ul style="list-style-type: none"> ・機器の故障時に迅速に対応できるサポート体制か ・機器の利用に関する問合せへのサポート体制は十分か 	90点
	保守・維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・保守点検の頻度は十分か ・消耗品の供給体制は十分か ・職員の操作研修の体制は十分か 	90点
	行政情報や広告掲載 に関する考え方や 体制	<ul style="list-style-type: none"> ・安定的に広告主を確保することができるか ・広告主を苦しめるような広告単価となっていないか ・市内の事業者を優先する広告の募集となっているか 	225点
		<ul style="list-style-type: none"> ・広告主の選定及び広告内容の審査体制は適正か ・職員の負担軽減となるような審査体制がとられているか 	
		行政情報の掲載時間は十分に確保されているか	
		広告内容に関する苦情等に迅速に対応できるか	
プレゼンテーション	<ul style="list-style-type: none"> ・説明はわかりやすいか ・質疑応答の対応は適切か ・加点評価はあるか 	45点	
提案内容の アピールポイント	仕様書以外の提案など、本事業の成果を高める独自の創意工夫等が認められるか(本市にメリットがあるか)	90点	
見積評価	広告料(5年間総計)	<ul style="list-style-type: none"> ・最大の提案広告料(以下、最大提案額)を100点とする。 ・最大提案額未満の提案広告料については、以下の算定式により、小数点以下第1位を四捨五入して採点する。 $\text{評価点} = 100 \text{点} \times (\text{提案広告料} / \text{最大提案額})$	100点
合計			1,000点